

令和5年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 熊本県
農業委員会名： 阿蘇市農業委員会

I 農業委員会の状況(5年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2 年 7 月 20 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

任期満了年月日 令和5 年 7 月 19 日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	21	21	10

2 農家・農地等の概要

経営体数		農業者数(人)		経営体数(経営体)	
総農家数	1,375	基幹的農業従事者数	1,377	認定農業者	403
農業経営体数	976	女性	487	基本構想水準到達者	67
※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入		40代以下	205	認定新規就農者	40
		※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入		農業参入法人	80
				集落営農経営	50
				特定農業団体	
				集落営農組織	50

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,300	4,430				8,740

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	8,740 ha	4,468 ha	51.1 %
課題	少子・高齢化等による農業従事者の減少に伴う遊休農地の増加、農地の分散散圃などが農地の確保・有効活用を図るうえで課題となっている。 また、認定農業者数は頭打ちの状況になりつつあり、担い手となる新規就農者や農地所有適格法人の育成など、関係機関との連携により現状を維持していかなければならない。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	R11 年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	235 ha	農地面積(C)	8,740 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	4,703 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	53.8 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	32.6 ha	31.3 ha	1.3 ha
課題	農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者への意向調査の徹底、未然防止が必要である。		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1.9 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.4 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和4年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	2.3 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	関係機関(国、県、市町村、中間管理機構、JA等)と簡易圃場整備等の検討、協議を行うことで遊休農地の解消を目標とする。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	11.3 ha
---------------------------	---------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
	3 経営体	3 経営体	7 経営体
	1.5 ha	2 ha	3.3 ha
課題	農業者の高齢者や農業後継者の不足により、地域の農業を担う者が減少しており、担い手の育成・確保、新規参入の育成を図っていく必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	258 ha	202 ha	259 ha	240 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	24.0 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	18 人
		農地利用最適化推進委員の人数	21 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	5 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	①遊休農地の解消	管内の農業振興地域を中心に調査対象とし、担当する農地利用最適化推進委員及び農業委員の担当地区ごとに、目視による一斉巡回調査を行う。
2月	②遊休農地の解消	8月に行う農地巡回調査をもとに一斉に巡回し、解消可能農地及び解消農地の調査を行う。
2月、3月	③農地の集積	農地所有者への意向を調査し、担い手への農地の集積を推進する。
11月	④遊休農地の早期抑制	農地利用最適化推進委員及び農業委員の担当地区内において、自己営農時に道路からの目視による遊休農地の早期発見及び指導を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	随時	相談会名	新規参入相談会
参加者数		開催場所	阿蘇市役所
相談会の内容	農政課への新規参入者協議において、担当地区農業委員が参加し、農地情報の提供及び利用権等のあっせん協議を行う。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)